

福祉保健常任委員会

番 号	令 7 ・ 14 号	受理月日	令和 7 年 10 月 6 日	付託月日	令和 7 年 10 月 17 日
件 名	中等度難聴者補聴器購入費助成制度について働くために補聴器が必要な方も助成を受けられるよう所得制限をなくすことを求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
【陳情の趣旨】 現在、世田谷区の中等度難聴者補聴器購入費助成制度には、利用に所得制限があり、申請者について前年度住民税非課税世帯（学生の場合は特別区民税所得制限額 46 万円未満）であることが要件となっています。 そのため、働くために補聴器が必要な方は、所得があるため助成が受けられません。所得制限をなくし、難聴者が誰でも補聴器購入費助成を受けられるようにしてください。 【陳情項目】 1 中等度難聴者補聴器購入費助成制度の所得制限をなくしてください。					